

安全保障理事会

配布：一般

2017年4月12日

原文：英語

フランス、グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国、並びにアメリカ合衆国： 決議案

安全保障理事会は、

2013年9月14日にシリア・アラブ共和国が加入した、窒素性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における禁止に関する議定書および化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(CWC)、並びに安保理諸決議1540(2004)、2118(2013)、2209(2015)、2235(2015)、2314(2016)および2319(2016)を想起し、

大規模な生命の損失と負傷者を引き起こしている2017年4月4日にシリア・アラブ共和国のイドリブ県の南部のカーン・シェイクンにおける化学兵器の報じられた使用に安保理の激しい不快感を表明し、化学兵器の使用は、国際法の重大な違反を構成することを確認し、そして化学兵器のあらゆる使用に責任を有する者は、責任を問われなければならないことを強調し、

化学兵器禁止機関(OPCW)が、その現在進行中の調査に加えて、その事実調査ミッション(FFM)が、あらゆる利用可能な資源からこの事件に関する情報を収集しそして分析する過程にあり、OPCWの執行理事会に報告することになっていると発表したことに留意し、

決議2118(2013)において安保理が、シリア・アラブ共和国は、化学兵器を使用し、開発し、生産し、その他の方法で取得し、貯蔵しないか維持しないものとし、またはその他の国若しくは非国家主体に、化学兵器を、直接にまたは間接に譲渡しないものとすることを決定しそしてシリアにおけるいかなる当事者も、化学兵器を使用、開発、生産、取得、貯蔵、維持または譲渡すべきではないことを強調

したことを想起し、

OPCW 技術事務局が、シリアの宣言と矛盾した食い違ひ、あらゆる特定された大きな相違を解決することができず、またそれ故シリアが、CWC または 2013 年 12 月 27 日付 OPCW 執行理事会決定 EC-M-33/DEC.1 若しくは決議 2118 (2013) に従って正確で完全と考えることができる宣言を提出したことを、十分に検証できないという OPCW の事務局長による報告書(2016 年 7 月 6 日付け EC-82/DG18)を想起し、

シリア・アラブ共和国における化学兵器の使用は、国際の平和および安全に対する脅威を示しているという安保理の認定を想起し、

1. シリア・アラブ共和国における化学兵器の報じられた使用、とりわけ 2017 年 4 月 4 日と報じられたカーン・シェイクンの攻撃を、最も強い文言で非難し、シリア・アラブ共和国で個人が化学兵器により殺害されまた傷付けられ続けていることへの安保理の憤りを表明し、そして責任を有する者は、責任を問われなければならないという安保理の決意を表明する。

2. OPCW、FFM に対する安保理の十分な支援を表明し、全ての当事者が、決議 2118 (2013) に従って、4 月 4 日の報じられた事件の場所を含む、カーン・シェイクンにおける報じられた事件に、OPCW、FFM により、また、適用可能な場合には、OPCW・国際連合同調査メカニズム (JIM) により、関連するとみなされたあらゆる場所への遅れのないまた安全なアクセスを提供することを要求し、そして FFM が、可及的速やかにその調査の結果を報告することを要請する。

3. 事務総長が、安保理決議 2235 (2015) の第 5 項の規定に従って関与した者を特定するため FFM が兵器としての化学物質の使用に関与したかまたは関与したようだと認定したあらゆる出来事を迅速に調査するため FFM と密接に連絡し合うため JIM のために必要な取極を行うことを要請する。

4. 安保理決議 2118 (2013) および 2235 (2015) において安保理が、シリア・アラブ共和国とシリアにおける全ての当事者は、FFM を含む OPCW および JIM を含む国際連合と十分に協力するものとする決定したことを想起する。

5. このことは、OPCW または国際連合により指定された要員を受け容れることにより、これらの要員により着手された活動の安全を提供することと確保することにより、自らの任務を遂行することにおいて、ありとあらゆる場所への直ぐのまた拘束を受けないアクセスと調査する権利をこれらの要員に提供することにより、そして OPCW または JIM を含む国際連合が、その任務の目的のために重要であると信じる根拠をもつ個人に対する直ぐのまた拘束を受けないアクセスを認めることにより、OPCW と FFM および JIM を含む国際連合の関連する勧告を遵守する、シリア・アラブ共和国の義務を含むことを、そして特にこのことが、以下のことを JIM と FFM に提供しそして以下の措置を講じるシリア・アラブ共和国の義務を含むことを強調する。

(a) 2017 年 4 月 4 日のあらゆる飛行計画または航空日誌を含む、航空作戦に関する飛行計画、飛行日誌およびあらゆるその他の情報。

(b) あらゆる航空機を指揮している全ての個人の名前。

(c) そのような会合が要請された日からわずか 5 日以内に、将軍またはその他の将校とのを含む、要請された会合を準備する。

(d) JIM または FFM が、兵器としての化学物質が関与している攻撃が、発進させられた可能性があると信じる関連する空軍基地へのアクセスを直ちに提供する。

6. 事務総長に対し、第 5 項に詳述された情報やアクセスが提供されたかどうかについて、決議 2118 (2013) の第 12 項に従って 30 日毎に安全保障理事会に対する彼の報告書において報告することを要請する。

7. 決議 2118 の違反に対応して、国際連合憲章第 7 章に基づく措置を課す安保理の決定を想起する。

8. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。